

# 中標津町コミュニティ・スクール ～地域学校協働本部との連携～

令和3年6月 中標津町教育委員会

## 「緊急事態宣言」から「まん延防止等重点措置」へ

5月14日から6月20日まで「緊急事態宣言」が発令され、中標津町においても「人の流れ・動きを止める」ため、公共施設の閉館や部活動休止等の感染拡大防止の対応をしました。6月21日から7月11日までの期間は「まん延防止等重点措置」に移行され、北海道では「札幌市」が措置区域となりましたが、中標津町においても引き続き、感染症対策の徹底を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、具体的に学校ではどのような対策をしているのでしょうか？

基本的な対策として、①登校前の検温と健康観察、②マスクの着用、③こまめに洗い手洗い、④消毒、です。このような基本的対策を徹底したうえで教育活動を行っています。また、教室等の換気や身体的距離の確保等にも配慮しています。特に感染リスクが高いとされている「各教科における対話的な活動」「音楽の合唱や器楽」「理科の実験」「家庭科の調理実習」「図工・美術等の共同作業」などは、①こまめな換気、②長時間にならない、③実施後の手洗い、④マスクの着用、等の対策の上、実施しています。

特に工夫して取り組んでいるのが「集会活動」と「学校行事」です。密にならないように、全校集会は校内放送を利用したり、学年ごとに行ったりしています。

中標津中学校では5月28日（金）に予定していた体育祭を延期にしました。また、「個人種目の記録会」を体育の時間に行い、全校で行う「団体競技」と別日程にすることで「密を避ける」「時間の短縮」等の工夫をしています。

他の学校も、6月に予定していた運動会・体育祭を秋頃に延期したり、全校での実施ではなく、学年やブロック（低・中・高学年別）で実施したりしています。行事で子どもたちに身につけさせたい力を明確にし、感染症対策の徹底を図りつつどのような形で実施するかなどについて検討し、工夫しながら実施しています。



このような中、「地域学校協働活動」についても感染症対策の徹底を図りながら実施していかなければなりません。地域学校協働活動は、地域と学校が力を合わせて子どもたちの成長を支える重要な取組です。

空間を広くとるなど「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けたり、オンラインで学習支援を行ったりするなど、各学校で工夫をしながら取り組んでいきますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



## 登下校の見守り活動について考える

学校サポーターでは「登下校の見守り活動」をしていただける方も募集しているところです。

学校保健安全法では次のように定められています。（一部抜粋）

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（地域の関係機関等との連携）

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

学校保健安全法第27条に定められているとおり、学校では「学校安全計画」を策定しています。これは、月ごとに、どのような安全教育や安全指導、安全管理をするのか計画したものです。例えば4月には「通学路点検」や「登校指導」を行い、児童生徒の実態を把握して登下校に関する指導を行い、5月には・・・というものです。しかし、安全指導といっても交通安全や施設の点検や使い方、体育における安全指導など、多岐にわたった安全教育や指導を行わなければなりません。そこで、学校だけではなく、地域との連携が欠かせなくなってくるのです。

学校保健安全法第30条には「地域の関係機関等との連携」について定められています。現在、交通指導員の皆様が学校近くの横断歩道等で安全指導を行っています。学校でも、登下校指導については期間を限定し、定期的に行うように計画を立てているところですが、先生方が毎日行うことには限界があります。4月からこれまでに、不審者情報も何件かあり、警察等の関係機関と連携を図っているところですが、地域の皆様にも協力していただくと助かります。

子どもたちの下校時刻に合わせ、散歩やウォーキングをする、外に出て花の水やりをする、家の前で掃き掃除をするなど、何かをしながら登下校中の子どもたちを見守る方法もあります。

登下校の見守り活動は、学校を中心に、保護者やPTA、地域等が一致団結して連携・協働し、地域全体で取り組むことが重要です。一人一人ができる範囲で、子どもたちや地域へ目を向け、見守り活動を実施することで、犯罪や事故が起きにくい環境をつくることができます。また、小さな取組の積み重ねによって、地域全体で子どもたちの安全を守る環境が生まれるとともに、地域コミュニティの活性化も期待できます。ぜひ、サポーターに登録いただき、協力をお願いいたします。



【問い合わせ先】 中標津町教育委員会学校教育課・指導室

住所：中標津町丸山2丁目2番地

電話：0153-73-3111 / FAX：0153-72-7757